裸の裁判官は陳述書をまとう（6）―
輪島で今何が起こっているのか？（13）―

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2025-03-31
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 大友 信秀, OTOMO Nobuhide
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24517/0002002301

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-ShareAlike 3.0 International License.

裸の裁判官は陳述書をまとう(6)
―― 輪島で今何が起こっているのか？(13) ――

Are Statements the Judge's new cloths? or even their traditional costume! (6)
– Wajima, a Pandemonium District (13) –

大　友　信　秀

6. 裁判官は、いつになったら、謙虚に真摯に証拠に向き合うのか

(1) 問題の構造

「裸の裁判官は陳述書をまとう(1)～(5)」[1]では、陳述書という何の規定も持たない書面が、証人尋問なしに、書証として事実認定の基礎にされてしまう実務上の問題を紹介した。また、裁判官が、なぜ、教科書等では、証拠力について否定されている陳述書を重用するのか、という点について、裁判官が判決のために作り上げるストーリーというものの存在についても紹介した。

本稿では、実際に、裁判官が自らのストーリーを判決化するために、どのように訴訟中に証拠提出を制限し、証拠がない場合に、どのように論理をすり替えるかという点について好例を紹介する。

(2) 裁判官はどのようにストーリーを作りあげるのか

①令和３年(ワ)第441号（第１事件)、令和４年(ワ)第435号（第２事件)、令和５年(ワ)第３号（第３事件)、同第４号（第４事件）各損害賠償請求事件

「裸の裁判官は陳述書をまとう(1)～(5)」を執筆するきっかけとなった、筆者の名誉を棄損する文書に対する損害賠償請求事件について、最初の事件

1　金沢法学64巻２号75-126頁、同65巻１号15-43頁、同66巻１号25-33頁、同66巻２号13-26頁、同67巻１号17-28頁。

で訴訟物とならなかった範囲及び他の文書作成者らへの訴えが併合された事件について、令和６年７月17日に判決が下された[2]。

同事件の判決は、最初の事件で、証人尋問をしていない陳述書の内容をそのまま判決の基礎とした内容と同じストーリーを踏襲している。最初の事件に対する判決は、原告が提出していた証拠である録音に反する内容を認定事実としたが、録音に反する判断であったことは、控訴審で明らかになった。令和６年７月17日判決は、録音が、筆者が示した反訳内容にも聞こえるが、そうでない内容にも聞こえる、という相反する二つの内容を記録しているという奇妙な判断を示すことで、結果として、筆者が示した反訳内容を否定した。

筆者の主張を否定するためには、最初の事件の判決のように、客観的記録が邪魔になるため、これを否定する必要があるが、客観的な記録自体は、明確であるため、これに反する事実を認定することは不可能であると考えられる。

それにもかかわらず、被告らの主張のみを信用できるとしたり、録音内容が明確であるにもかかわらず、その内容を排除する手法を駆使する裁判所の対応を以下に紹介し、判決の紹介に続き、判決の判断手法を個別に分析、批評する。

②判決

以下、裁判所の示した事実認定及び判断を紹介する。

「第２　事案の概要

本件は、輪島朝市の出店者等を組合員とする社団である輪島市朝市組合（以下「本件組合」という。）において令和元年12月26日に開催された臨時総会（以下「本件総会」という。）に関し、原告が、組合員である被告関山、被

2　金沢地方裁判所民事部、土屋毅裁判官。

告橋本、被告冨水及び被告浜木（以下「被告ら」と総称する。）が原告の名誉を毀損する内容の令和２年１月９日付け文書（以下「本件文書」という。）を他の組合員らに配布したとして、被告らに対し、不法行為に基づき、損害金各50万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年３分の割合による遅延損害金の支払を求める（第１の１～４の各(3)）とともに、民法723条に基づく処分として、被告らに謝罪文の配布（同各(1)）及び謝罪広告の掲載（同(2)）を命じるよう求めた事案である。

２　前提事実（以下に引用する書証の証拠番号は、全て第１事件のものである。）

(1) 当事者等（争いのない事実）

ア　原告は、国立大学法人金沢大学の教員であり、平成20年４月１日から人間社会研究域法学系教授の職にある。原告は、平成28年から令和元年３月までの間、本件組合の顧問を務めていた。

イ　被告らは、いずれも本件組合の組合員である。

(2) 本件組合の概要（甲２）

ア　本件組合は、輪島市川端町及び本町1丁目から３丁目の道路面の区域で開催される「輪島朝市」に出店区画を有する組合員のほか賛助組合員を構成員とし、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行うことを目的とする社団である（定款１条、７条、17条）。

イ　本件組合は、役員として理事及び監事を置くものとされ、役員は組合員歴３年以上で理事会が推薦する組合員から総会における選挙等によって選ばれる。理事会において、理事のうち１人を組合長、８人を副組合長に選任する（定款18条、20条、23条）。

ウ　組合員は、理事会の審査承諾を得て本件組合に加入することができ、本件組合は、所定の事由があるときは、理事会の議決により組合員を除名する

ことができる（定款７条、８条、11条）。

(3) 令和元年訴訟（乙１）

本件組合は、平成31年３月、理事会において、当時の嘉美嘉朋理事及び中道肇理事（以下「嘉美理事ら」という。）を組合員から除名する旨の処分（以下「別件除名処分」という。）をした。嘉美理事らは、令和元年、除名処分が無効であるとして、本件組合との間において組合員の地位の確認等を金沢地方裁判所に提起し、同裁判所は、令和２年11月、嘉美理事らの組合員の地位を確認する旨の判決をし、同判決は、その頃確定した（同裁判所令和元年(ワ)第227号ほか。この訴訟を以下「令和元年訴訟」という。)。

(4) 本件総会及び本件文書の配布（甲２、３）

ア　本件組合は、令和元年12月26日、本件総会を開催した。

原告は、本件組合の理事会から委託を受けて本件総会に出席し、議事に先立ち、別件除名処分の経過説明に関する司会進行を務めた。

イ　被告らは、2020（令和２）年１月９日付けで、「ご報告」と題する文書（本件文書）を作成し、本件組合の組合員らに対して配布した。本件文書には、別紙「責任原因に関する主張」の「記載の内容」欄記載のとおりの記載があった。（甲３。以下、個別の記載を表示するときは、同別紙の「略称」欄の略称を用いる。）

(5) 令和２年訴訟（乙１、２）

ア　原告は、令和２年、本件記載１、３が原告の名誉を毀損し、本件文書を配布した行為が不法行為を構成するとして、被告冨水に対し、損害金150万円及び遅延損害金の支払を求め、民法723条に基づいて被告冨水に謝罪文の掲示及び配布並びに謝罪広告の掲載を命じるよう求める訴えを金沢地方裁判所に提起した（同裁判所令和２年(ワ)第472号。以下「令和２年訴訟」とい

う。)。同裁判所は、同年11月27日、本件記載１は原告の名誉を毀損するものではなく、本件記載３は、後に続く本件記載4等の記載と併せてみれば原告の名誉を毀損する事実の摘示を含むものの、公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的で出たものであり、かつ、重要な部分において真実であるから違法性を欠くと判断して、原告の請求をいずれも棄却する旨の判決をした。

イ　原告は上記判決の敗訴部分を不服として名古屋高等裁判所金沢支部に控訴したが（同裁判所令和３年(ネ)第135号)、同裁判所は、令和３年11月24日、上記控訴を棄却する旨の判決をし、同判決は、その後確定した。

１　争点に関する当事者の主張

(1) 本件記載１～６が原告の名誉を毀損するか

別紙「責任原因に関する主張」の「争点(1)（本件記載１～６が原告の名誉を毀損するか）に関する主張」欄記載のとおり（ただし、被告冨水に関する主張は、令和２年訴訟の確定判決を受けた本件記載１、３を除く記載に関するものに限る。後記(2)においても同様である。)。

(2) 本件記載１～６についての違法性阻却事由の有無

別紙「責任原因に関する主張」の「争点(2)（本件記載１～６についての違法性阻却事由の有無）に関する主張」欄記載のとおり

(3) 原告の損害額

(原告の主張)

原告は、被告らの不法行為によって名誉を毀損された。これにより、原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料及び原告が逸失した本件組合の顧問料その他のコンサルティング収入の合計は、各被告につき150万円を下らない。

(被告らの主張) 否認する。

(4) 謝罪文の配布等及び謝罪広告の掲載の必要性

(原告の主張)

原告が毀損された名誉及び妨害された業務の回復のための措置として、第１の１～４の各 (1)、(2) 記載の処分を命ずる必要がある。
（被告らの主張）争う。

第３　当裁判所の判断
１　前提事実に甲５, 16, 17、乙５の１・２、６～８、９の１・２、原告本人、被告橋本本人、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。なお、議事の録音（甲４）の該当箇所を示す際には再生時間（時間・分・病）を用いて【1:59:59】などと、録画（乙９の１・２）の該当箇所を示す際には、書証の枝番と再生時間により〔①1:59:59）などと表示する。)。
(1) 被告らは、令和元年７月23日、本件組合の理事会（以下単に「理事会」という。）に対し、組合員244名中112名の同意書とともに、①別件除名処分の撤回及び②令和元年訴訟の裁判費用に組合費を充てないことを議案とする臨時総会招集請求書を提出した。なお、本件組合の定款上、臨時総会の招集請求は、総組合員の５分の１以上の同意を得てするものと定められている(30条)。(甲２)

(2) 本件組合は、令和元年11月29日午後２時から本件総会を開催したが、理事会は、議事に入る前に経過報告の機会を設け、理事会から委託を受けた原告がその司会を務めた。
　これに対し、組合員からは、組合員以外の人が出席してよいのか、組合員同士で解決したいなどと、原告が総会に関与することを疑問視する意見が出たが、原告は、理事会から依頼を受けているので自分から司会を退く決定権はないため、理事会に判断いただきたい旨を述べた。その後、理事会が原告を交えて検討している間、組合員から、「部外者が私たちの発言の整理をして指名するというのは、おかしいと思います」〔①0:14:22～〕などと、原告を部外者とする発言や意見が出ていたが、原告は、「部外者という発言をし

た方に対しては、私は損害賠償しますよ。…それだけは私から、後で付け加えさせていただきます」【0:13:32～】と述べ、組合員らに向けて、改めて、慎重にご発言ください、原告に対して部外者と言った方の名前は後で控えさせていただく、原告の方でもきちんとした対応をするので、部外者と言うのならば言ってよいが、明確に名前を教えてほしいなどと述べた。

(3) その後、理事会は、経過説明を行ったほか、録音テープ（全部で30分程度）を議場で再生することを繰り返し提案するなどし、その間、参加した組合員からは、「もう少し、司会の方、端的に進めてもらえませんか」【0:4013～】「もう次の定足数の確認とか、そういう方に行ってほしいと思うんですが」【0:45:02～】「この臨時総会が正式に認められたものかどうかということを、まず確認していただきたい」【0:55:45～】「今すぐ議案について、あの、臨時理事会〔注：臨時総会〕を成立させ、そして議事の進行を図って、早々に決着したいと思うんです」【1:10:43～】「長くなるので議題入ってほしいんです」【1:13:32～】「私も同じで。早く議題の方に進んで」【1:13:55～】「とにかく議事を進めませんか」【1:22:38～】「お願いですから、…臨時総会の成立を確認してください」【1:24:23～】などと意見が出され、紛糾した。これに対し、原告は、「正常な議事に戻すので、どうぞ、理事会の方で継続してください」【1:22:53～】「今のは、理事会へのご質問ですよね」【1:24:54～】などと述べた。最終的には、開会から約２時間後、臨時総会招集請求者による議案及び招集理由の説明に移り、開会から２時間40分余り後、原告から臨時総会の開会が告げられ、定足数の確認を行った上で、開会から２時間50分余り後に、組合長が議長の指名を行い、議事の進行に移った。

(4) 臨時総会の提出議案については、議長において、いずれも総会の決議事項に当たらないとの整理を確認した上で、組合員の意見聴取として賛否を問うたところ、いずれも賛成が多数であった。その後、被告冨水が理事解任の

緊急動議を提出し、その取扱いをめぐって議場が紛糾した際、原告は、緊急動議を取り上げないよう議長に助言した。これに対し、一部の組合員が不満を述べ、原告が「先ほどから私、早く帰りたい」（②0:12:23～〕と述べたのに対し、一部の組合員からは、原告に帰るよう求める意見が出るなどした。原告は、「だから早く終わりましょうよ。あなたたちが延ばしているじゃないですか」〔②0:25:24～〕「私はしょうがない…理事会に言われているので、帰れないんです」〔②0:25:39～〕などと述べ、その直後、組合員である中村幸子（以下「中村」という。）が上着を手に取り、原告に向かって呼びかけたところ、原告は、「あなた方が損害賠償請求食らうだけですよ。私…」と言いながら、手で、原告と、中村の方とを順に指し示した【4:59:15～】（②0:25:49～〕。

(5) 議長は、被告冨水による緊急動議については別の総会で改めて提案するよう求めて、閉会宣言をしたが、一部の組合員らは反発し、議場は混乱した。原告は、組合長からマイクを受け取って、総会は終わっており、ここからは私的な会合である旨を述べたところ、被告橋本が原告に近寄って原告が持っているマイクを握り、原告を後方の鏃場外に押しやるようにした（②0:29:12～〕。

その後、被告冨水の進行により、理事解任に対する賛成者数を数えるなどしたが、被告橋本は、議場に戻ってきた後、支援者との間で作ったLINEグループに「橋本を訴えると。」とのメッセージを投稿した（乙９の２には、被告橋本が携帯電話を操作する様子が録画されている（②0:30:50～〕。）。また、原告は、その頃、被告冨水に近づいて声をかけて会話をし、原告は、被告冨水が「先生、違うんですよ」などと述べ、原告に背を向けた後、被告冨水の背後から声をかけて、諧場を退出した〔②0:32:25～〕。

(6) 被告橋本は、柴田未来弁護士（被告ら訴訟代理人。以下「柴田弁護士」

という。）に対し、①本件総会当日である令和元年12月26日、被告冨水が、原告から、被告橋本が原告を帰らせようとした行為につき「暴力を振るわれた」として訴える旨を言われたらしい旨のメッセージを送信し、②翌日である同月27日、原告が早く帰りたいと言ったので「送っていきましょうか」と言ったら、損害賠償金を請求すると言われた組合員もいる旨のメッセージを送信した。

２　原告の言動について

(1) 被告冨水は、本件総会の終了後に原告と会話をした（１(5)参照）際、原告から、被告橋本から暴力を振るわれたため、しかるべき対処をさせていただく、あなた方を訴えるなどと言われた旨を陳述（乙５の１）し、本人尋問においては、名誉棄損として処置をとると言われた旨を供述する。また、被告橋本は、①被告橋本が原告を後方の議場外に押しやるようにした（１(5)参照）後、原告から、これで帰ると謝金がもらえなくなる、私を追い返したら損害賠償金を請求しますよと言われたほか、②本件総会後、被告冨水から、原告が被告橋本から暴力を振るわれたことで訴えると言っていた旨を聞かされ、③本件総会の翌日、中村から、原告を部外者と呼んだところ、原告から、後で名前を控えて名誉棄損で訴える旨を言われたり、原告が早く帰りたいと言うので、お見送りしましょうかと言ったら、損害賠償金を請求すると言われたりしたなどと相談を受けた旨を陳述（乙５の２）し、本人尋問において同旨の供述をする。

(2) ア　このうち、原告が、原告の見送りを申し出た中村に対して損害賠償金を請求すると述べた旨の部分については、原告が一部の組合員から帰るよう求められ、帰れない旨を述べた直後、中村が上着を取って呼び掛けたのに対し、原告が自分と中村の方を順に指し示して「あなた方が損害賠償請求食らうだけですよ」と述べたという当時の客観的状況（１(4)。原告から中村

に対し、損害賠償請求をする旨を告げる趣旨の行動と理解するのが自然である。）とよく符合しているほか、被告橋本が本件総会翌日に柴田弁護士に相談した内容（１(6)）とも整合する自然なものであり、信用することができる。

イ　他方、原告は、大要、中村から別件訴訟に関して「和解にしますか」と質問されたため、和解をしても好条件での解決はできず、結局、中村が損害賠償請求を受けることになる旨の助言をしたにすぎない旨を供述する（原告本人６頁）。しかし、①証拠（乙９の２）によれば、中村の呼び掛けの内容は、聞き方によって「和解にしますか」と聞くこともできるが、「お帰りしますか」（中村は、別件訴訟で提出した陳述書において、その旨の発言をしたと認められる（甲10）。）と聞くこともできるものであること、②仮に中村が上記のとおり「和解にしますか」と発言したのだとすると、原告と組合員らとの直前のやり取りとは全く関係のない別件訴訟の和解の話を、突然、本件組合の顧問にすぎず、別件訴訟の進行を左右し得る立場にない原告に対して呼び掛けるという、およそ無意味な発言をしたことになることに照らせば、上記供述は、不自然なものといわざるを得ず、採用することができない。

(3) ア　また、原告が被告橋本に対して損害賠償金を請求すると述べ、被告冨水量に対しても、被告橋本から暴力を振るわれたのでしかるべき対処を取るなどと述べたとの部分については、被告橋本の陳述 供述と被告冨水の陳述は明確で、互いに補強し合っている上、被告橋本が本件総会当日に支援者及び柴田弁護士に対して送信したメッセージの内容（１(5)、(6)）とも整合しており、信用するに足りるものといえる（被告冨水の本人尋問における供述は、陳述書の陳述記載と必ずしも整合しない点があるが、本件総会及び陳述書の作成から長期間が経過したため、記憶の減退や他の場面又は他の組合員の話との混同が生じていると理解できるもので、上記陳述記載の信用性を疑わせるものとまではいえない。）。

イ　原告は、大要、被告橋本の行為については暴力に当たると考えたが、と

にかく「やめてください」と述べただけであり、被告橋本に押されて段差を転げ落ちたため、被告橋本に直接抗議をできる状況ではなかった、被告冨水とのやり取りについては記憶がほとんどないが、損害賠償請求をするとか、訴えるという発言をしていないことは間違いない旨を供述する（原告本人７～８頁)。しかし、原告は、中村に対して損害賠償請求をする旨の発言をしたと認められる部分（(2)ア参照）ですら、録音を聞き返すまで、発言内容につき明確な記憶はなかったというのであり（原告本人11、21頁)、その意味では原告の記憶自体が確かなものとはいえないから、損害賠償請求をする、訴えるなどの発言をしていない旨の上記供述も説得力に欠けるといわざるを得ず、被告冨水及び被告橋本の陳述等との対比において、信用性は低いというべきである。

ウ　なお、原告は、本人尋問において、組合員らに対して「きちんとした対応をとる」と述べたこと（１(2)）について、後日、理事会から当該組合員に指導してもらうことを想定して発言したもので、法的対応を取るという意味に理解する組合員がいるとは全く思わなかったと供述する（原告本人 11頁)。しかし、原告の当該発言の前の言動（１(2)）からすれば、原告は組合員らに対して損害賠償請求等の法的措置をとるという趣旨で当該発言をしたことは容易に推認されるところであり（・このことは、被告冨水に対し、被告橋本の行為につき「しかるべき処置」をとると述べた点（ア参照）についても同様である。)、上記供述は不合理であり、採用できない。

(4) 以上によれば、原告が、本件総会において、組合員らに対し、損害賠償請求をする、きちんとした対応を取る、しかるべき対処をする、訴えるなどの表現を用いて、損害賠償請求等の法的措置をとる旨を複数回にわたり述べた事実を認定することができる。

３　本件記載１について

原告は、本件記載１は、原告が顧問でないのに顧問であるかのように偽って名乗った事実を摘示し、原告の社会的評価を低下させる旨を主張する。

しかし、本件記載1は、原告が理事会から任命されて司会を務めたことを説明する内容のものであり、原告が顧問の地位を有するか否かは文脈上重要な意味がある事項ではないこと、本件書面中には原告が本件組合の顧問であることをことさら否定又は疑問視する趣旨の記載は見当たらない（かえって、原告を顧問及び司会に選任した理事の責任を問いたいなどとして、原告が顧問であることを前提とする記載（本件記載５）がある。）ことなどに照らせば、本件記載１中の「顧問と称す」という表現は、一般人の普通の注意と読み方に即してみれば、顧問を名乗っていることを意味するものと理解されるにとどまるから、原告が身分を偽って名乗った事実を摘示しているものとも、原告の社会的評価を低下させるものとも認められない。

４　本件記載３、４について

(1) 本件記載３、４は、全体として、法律の専門家である原告が本件組合の組合員らに対して「訴える」旨を連呼し、組合員らに発言を躊躇させたとの事実を摘示するものと認められ、このような事実の摘示は、原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

なお、原告は、本件記載３、４について、①原告が「訴える」旨を大声で繰り返し叫びたてた旨の事実や、②原告が法律の専門家であることを強調して威圧した旨の事実を摘示するものであると主張する。しかし、①については、「連呼」の語が日常用いられる趣旨 ニュアンスは様々であって、一般の読み手の普通の注意と読み方に即して、前後の文脈も踏まえてみると、同様のことを繰り返し述べたとの意味には理解されるものの、原告主張のような事実を意味するとまで認めることはできない。また、②については、本件記載３、４の前後の文脈を踏まえてみても、原告がことさら法律の専門家であ

ることを強調して威圧したと理解できる記載があるとは認められない。原告の上記主張は、採用できない。

(2) 民事上の不法行為である名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が重要な部分において真実であることが証明されたときは、違法性が阻却される。

ア　そこで、検討すると、本件組合においては、嘉美理事らに対する別件除名処分をめぐり、一部組合員がその撤回を求め、全組合員の半数近い数の同意を得て臨時総会（本件総会）の招集を請求するなど、理事会の組合運営の当否について、組合員の意見が大きく分かれる状況にあった（1(I)）。本件記載１～６は、全体として、別件除名処分をした理事らに批判的な立場から、別件除名処分の撤回等を議案として開催された本件総会における理事会（理事会に委託されて司会進行をした原告を含む。）の議事運営につき問題点を指摘して批判する内容のものであるが、理事会による本件総会の鏃事運営や上記議案に対する対応といった事項は、上記の事情の下で組合員一般の重大関心事であったということができるから、公共の利害に関する事実に係るものといえる。また、本件記載１～６の記載内容は、上記事項につき、組合員に知らしめるとともに問題を提起しようとする内容のものと認められるから、専ら公益を図る目的に出たものと認められる。原告は、本件文書の配布は、別件除名処分で除名された中道肇理事と経済的利害関係をする被告橋本らが、理事会による組合運営を妨害するために行ったものであるから、私益を図る目的に出たものであると主張する。しかし、別件除名処分をめぐる理事会の組合運営につき組合員の意見が大きく分かれ、組合員一般の重大関心事であったといえることは前記のとおりであって、そのような事項につき、一方の立場から他方を批判し、組合内における議論を喚起すること自体は、

仮にそれが理事会による組合運営の妨げになるとしても、組合員一般の利益又は公益を図る行為として許容されるべきものである。当該行為をもって、私益を図る目的に出たものである旨の上記主張は、採用することができない。

イ　そして、原告が本件総会中、組合員らに対し、損害賠償請求をする、きちんとした対応を取る、しかるべき対処をする、訴えるなどの表現を用いて、損害賠償請求等の法的措置をとる旨を繰り返し述べたことは２に認定説示したとおりである。組合員らの討論の場である臨時総会において、その発言内容をとらえて損害賠償請求等の法的措置をとる旨を述べる行為は、一般人にとって自由な意見表明等を躊躇させ萎縮させるに十分な行為であり、被告冨水、被告橋本の供述 陳述によっても、実際に組合員にそのような影響が生じたことが認められる。したがって、(1) 記載の摘示事実については、重要な部分について真実であることの証明があったといえる。

なお、証拠（甲16、乙７、９の１・２、原告本人）によれば、原告は本件総会において、議長席等が設けられた舞台の上でなく、畳敷きの議場に設けられた理事席に着座して司会進行をしていたことが認められるから、原告が「檀上で」訴えるなどの発言をした旨の本件記載３の表現は、正確性を欠くものである。しかし、本件記載2は、原告が「檀上」で、又は組合員に近寄って耳元で問題発言をしたと記載するものであって、「檀上」との表現は、発言をした場所の１つとして併記されたものにすぎないことからすれば、本件記載３、４の摘示事実において重要な部分に当たらず、この点が事実に沿うかどうかは、前記判断を左右するものではない。

ウ　以上によれば、本件記載３、４については、原告の社会的評価を低下させるものの、重要な部分について真実であるから、違法性を有しない。

５　本件記載２、６について

本件記載２、６は、全体として、①原告が、組合員から司会の交代を求められたが、自分の意思で代われないと述べたことのほか、②議案の審議に入

るよう求めた組合員の意見が無視され、意図的に議案の審議入りまでの時間が長時間引き延ばされた旨を記載したものであるが、本件文書冒頭の「臨時総会は5時間半に及び、紛糾いたしました。このような紛糾となった原因は、現理事会の総会運営にあり…」との記載を含めた前後の文脈を考慮すると、②の記載は、一般人の普通の注意と読み方に即してみると、理事会が議案の審議入りまでの時間を長時間引き延ばす運営をした旨の事実を摘示するものと理解される。原告は、本件記載２、６について、原告が自分の判断で、又は原告が組合員の意見を無視して、総会の進行を引き延ばした旨の事実を摘示するものであると主張するが、本件記載２中には、原告が理事会から任命されているため自分の意思で代われない旨を説明した旨の記載があり、他の記載をみても、原告が主導して総会を進行したと印象付けるような記載は特段見当たらないことからすれば、上記主張は、採用することができない。

以上を踏まえると、①、②記載の摘示事実は、いずれも、原告の社会的評価を低下させるものとは認められない。

６　本件記載５について

本件記載５は、その前の記載（本件記載１～４）を受けて、原告について当該記載に係る行為をするような人物であるとの印象を与える内容のものであるから、当該記載が違法な名誉毀損に当たるかどうかは、本件記載１～４が違法な表現であるかどうかによることとなる。しかし、本件記載１～４について、違法に原告の名誉を毀損するとはいえないことは、３～５に認定説示したとおりであるから、本件記載５も、違法に原告の名誉を毀損するものとは認められない。

７　まとめ

以上によれば、本件記載１～６のいずれも、原告の名誉を毀損する違法なものとは解されないから、原告の請求は、その余の点を検討するまでもなく、

いずれも理由がない。

　よって、主文のとおり判決する。

金沢地方裁判所民事部

　　裁判官　　土屋毅」

（未完）